

令和元年(ワ)第21824号 国家賠償請求事件

原 告 デニズ・(閲覧制限)

被 告 国

準備書面(2)

令和2年4月24日

東京地方裁判所民事第1部合1係 御中

被告指定代理人	川 端 裕 子	
	高 橋 昌 寛	
	大 楓 茂 樹	
	石 川 直 人	
	三 宅 一 紀	
	星 野 吉 広	
	飯 田 一 德	

被告は、本準備書面において、原告の令和2年2月17日付け原告第1準備書面（以下「原告第1準備書面」という。）「第3 求釈明の申立て」1項及び4項（以下「求釈明事項○」という。）に対し、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるものほかは、従前の例による。

第1 求釈明事項1（乙第12号証③の3B202号室の映像が暗い理由）について

1 原告の求釈明

原告は、乙第12号証②の映像上、午前0時25分30秒から午前0時35分59秒までの間、3B202号室に照明が点灯していたと認められるにもかかわらず、乙第12号証③の映像では、3B202号室の室内が終始暗い状態であることを指摘した上で、乙第12号証③の3B202号室の映像が暗い理由、経緯を明らかにするとともに、編集、調節、データ圧縮等のデータ処理がなされていた場合は、撮影された映像の原データ（電磁記録）を提出することを求めている（原告第1準備書面18及び19ページ）。

2 被告の回答

(1) 3B202号室の映像が暗い理由について

乙第12号証③の映像の3B202号室の映像（以下「本件室内映像」という。）が暗い理由について、本件室内映像を撮影した入国警備官に聴取したもの、その心当たりはないとのことであった。

そこで、当時の照明の状態等を再現し、本件室内映像を撮影した同型のハンディカメラを用いて、居室内を撮影する実証実験を行った。

その結果、本件室内映像が暗い理由は、当時、3B202号室の照明が常夜灯に設定されており、室内の明るさが不足していたためと考えられる（乙第21号証）。

(2) 乙第12号証③の映像のデータ処理について

乙第12号証③の映像は、MTSファイル形式の原データに映像加工ソフトを用いて入国警備官の顔面部分にモザイク処理を施した上、ファイルの形式をMP4ファイルに変更して保存したものである。

ファイル形式をMP4ファイルに変更した理由は、上記の映像加工ソフトでは、加工後、MTSファイルでの保存ができなかったためであり、汎用性や容量を考慮して、MP4ファイルで保存したものである。これにより、ファイルの容量は、約2.10ギガバイトから3.41ギガバイトとなった。

なお、MTSファイルにおいても、MP4ファイルにおいても、映像の明るさは同様である。

また、乙第12号証③の原データについては、上記のモザイク処理がなされていないものであるから、提出することは困難である。

第2 求釈明事項4（本件不服申出理由ありの判定を受けて東日本センターが講じた措置）について

1 原告の求釈明

原告は、原告の不服申出を「理由あり」と判定した件について、東日本センター所長は、処遇部門首席入国警備官に対して注意喚起及び再発防止を文書（乙第20号証）で指示した以外にどのような「必要な措置」を講じたのか明らかにするよう求めている（原告第1準備書面19ページ）。

2 被告の回答

被告準備書面(1)（25及び26ページ）で述べたとおり、東日本センター所長は、処遇規則41条の4に規定する「必要な措置」として、処遇部門首席入国警備官に対して文書（乙第20号証）により注意喚起及び再発防止を指示する措置を講じたものである。

そして、上記の指示を受けた処遇部門においては、首席入国警備官が、処遇担当の統括入国警備官に対して、原告の不服申出が「理由あり」となった事実

を伝えた上、制圧時の対応に留意すべき旨を指示した。

これを受け、統括入国警備官は、全ての看守勤務者に対し、ミーティング及びメールにて、上記首席入国警備官の指示を伝えるとともに、原告の不服申出が「理由あり」となった事案の内容を説明の上、制圧時、対象者に無用な痛みを与える行為をしてはならないこと等を注意喚起した。なお、統括入国警備官は、これとは別に、入国警備官Aに対し、個別に口頭で上記内容を伝達している。

以 上